## **社会保障論評22-020号** (作成日:2022年10月24日)

「非正規助成、不正受給相次ぐ 正社員転換を偽装」 朝日新聞2022年10月19日付朝刊26面

- 「非正規社員の待遇改善を支援する国の「キャリアアップ助成金」について、社会保険労務士や弁護士らが代理で行った申請を会計検査院が調べたところ、少なくとも約20件の不正受給が確認された。総額数千万円に上る」という記事である。情けない話である。
- ○「採用当初からの正社員を非正規から転換したなどと書類を偽造して提出するなど、社労 士が不正に関与するケースも相次いでいた」そうだが、直ちに資格剥奪すべきであろう。 社労士は「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与」するための資格である。
- にもかかわらず、不正申請の処分は、「助成金の申請業務を5年間停止」程度だというの だから驚きである。一方「最近は、本来正社員で採用予定の人をいったん非正規で雇い、 支給が認められる6カ月後に正社員にする方法が増えているという」とのことである。
- 「現場の対応には限界があり、要件を厳しくするだけでなく態勢を見直すべきだ」という 声も出てきているそうだが、そもそも、正社員の方がベターという発想に問題がある。そ の背景には、非正規社員の賃金や教育などの待遇が、正社員に比べて劣悪な事実がある。
- それは、社会保険の適用に当たっても同じである。同じ労働者でありながら、日本では、 非正規労働者の社会保険適用を広範に排除している。昨今、適用拡大が進められている が、当然の方向に向かっているだけで、抜本的な見直しとは、ほど遠いものと言えよう。
- 実質的には雇用契約と変わらないのに、業務委託形態にするものも増えているようである。こうした事態を見ると、企業は、あの手この手で自身の利益確保を図り、労働者など この次と考えているようでしかない。働き方の多様化に対応した仕組みが必要であろう。
- では、具体的に、どうすればよいのか。社会保険については、簡単な方策がある。社会保 険料の賦課を、企業については個々の労働者の属性を排除し、支払総賃金をベースにすれ ばよいのである。さらに、業務委託契約の相手方が個人であれば、その支払額も加える。
- 一方の個人の方は、雇用契約の場合には、現行基準によって保険料を納付するものとし、 短時間勤務や低賃金の人および業務委託の人については、被用者保険相当の保険料を支払 うか、個人として国民年金および国民健康保険の保険料を支払うかを選択可能にする。
- そうすれば、企業にとって、社会保険料の負担面では、正社員も非正規労働者も、さらに は業務委託者も、変わりがないことになる。一方の個人の方も、被用者保険による保護強 化の途が拓かれることとなり、状況次第で、従来通りの取り扱いの途も残ることになる。
- 現在の取り扱いは、役所が、従業員をたばねる企業を媒介として労力の軽減を図っている ものであり、個々の労働者に向き合っていないのである。そのため、2022年10月17日付朝 日朝刊1·3面「雇調金、企業の不正135億円」ような不正も生じ、労働者は保護されない。
- 国民の状況は、多種多様である。そうした個々の国民に柔軟に寄り添うことこそが、社会 保障の役割であり、国家の使命であろう。IT技術の進歩で、国民との直接的なコミュニケ ーションも容易になり、費用も各段に安くなった。その活用を図るべきである。(以上)